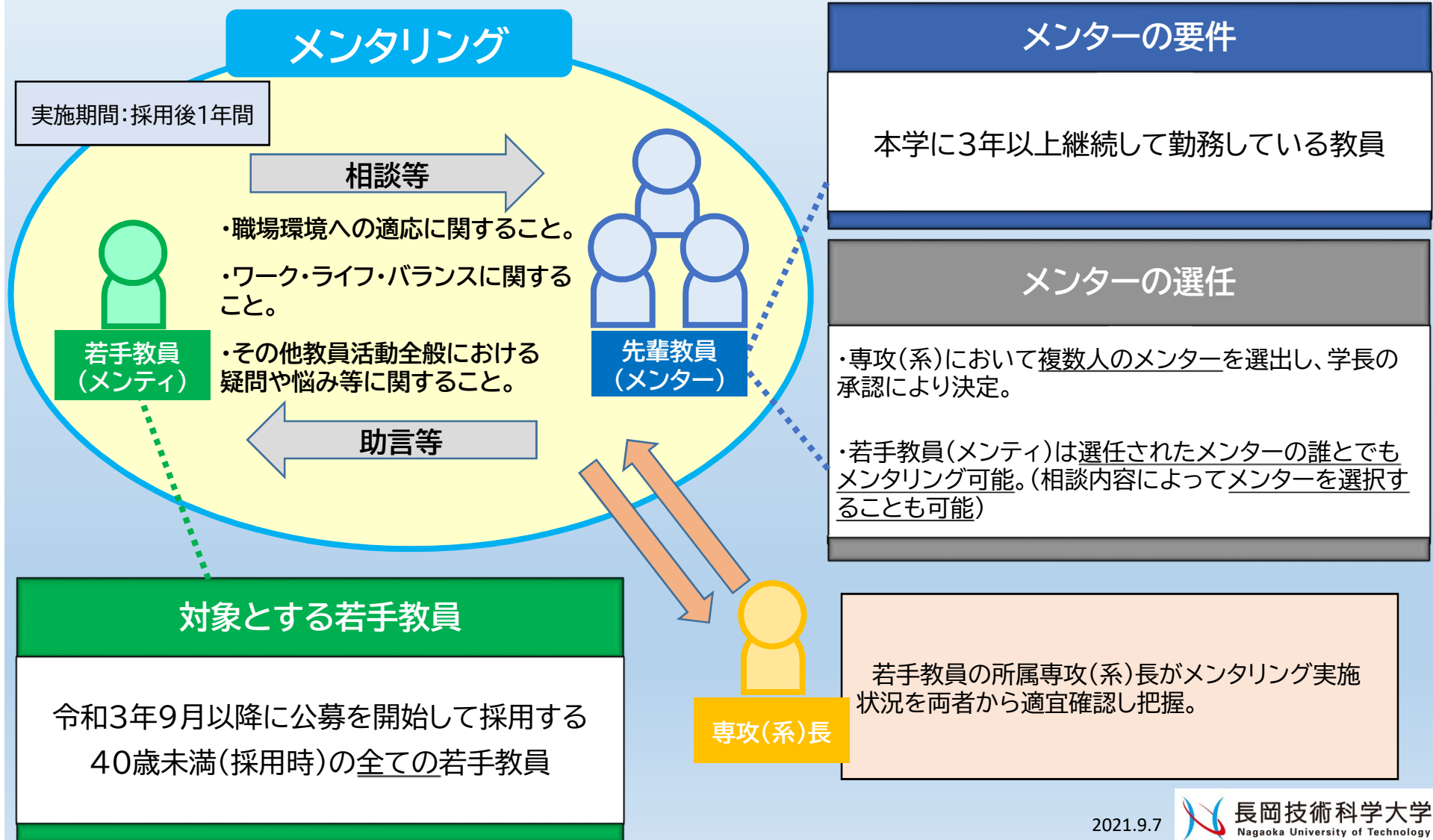


若手教員のためのメンター制度(概要)

【目的】

若手教員の職場環境への円滑な適応やワーク・ライフ・バランスの向上等を目指して、学内の先輩教員がメンターとなり、助言等の支援(メンタリング)を行う。



メンタリング

実施期間: 採用後1年間

相談等

- ・職場環境への適応に関する事。
- ・ワーク・ライフ・バランスに関する事。

若手教員
(メンティ)

- ・その他教員活動全般における疑問や悩み等に関する事。

先輩教員
(メンター)

助言等

対象とする若手教員

令和3年9月以降に公募を開始して採用する
40歳未満(採用時)の全ての若手教員

専攻(系)長

若手教員の所属専攻(系)長がメンタリング実施
状況を両者から適宜確認し把握。

メンターの要件

本学に3年以上継続して勤務している教員

メンターの選任

- ・専攻(系)において複数人のメンターを選出し、学長の承認により決定。
- ・若手教員(メンティ)は選任されたメンターの誰とでもメンタリング可能。(相談内容によってメンターを選択することも可能)